廿ノ輿論解決ノ為仲裁ノ労ヲ執ラレシト推測セラル。

(2) 官憲ノ態度

会社ガ已ニ協調会ノ解決仲裁ヲ拒ミ飽迄争議ヲ継続スル旨ヲ宣言

協調会ガ斯ル措置ヲ採ルニ際シ同会ハ之ヲ探知シ直ニ(一)

同月廿七日ノ会議ヨリ見ルモ断然争議解決ヲ策シ同日午後

従ツテ官憲同様ナル事ヲ宣言シ会社ノ傲慢ナル態度ニ付テハ(二)

ト題シテ官憲ヨリ措置スル一面社会ノ他方協調会ノ指導ニ

努ム(三)同日来電会社重役諸氏ニ対シ官憲ヨリ訓

示シ状況ニ対シ派出シテ措置セシムルト云ハルモノ

モノ警告セリ。

3. 日本労働総同盟懇談会

六月十六日午後一時ヨリ伊勢町仲介所石橋正雄出席シ

二開催総同盟ヨリ五名参加ノ会社事件ニ付其中止ヲ要セ

之ニ対シ三十日協議

二、小山吉川町長等ノ調停運動

六月十六日午後二時小山吉川町長ハ牧野保長ト安利平松本

米国村長ト共ニ協調会石橋総副会長有末清左丸木

作左丸ノ主張シガ吉川町浜坂拒絶シ

小山町長ハ

会社ハ経営係理ニ付諸君ニ対シテハ同情解決ヲ希望同役ノ主意

ノ了承シ難キ旨ヲ述ベ会社ハ極力同情解決ニ同事

承知ス可シ交渉シ置クベシ

ト単明ニ会社ノ交渉ヲ述ベ石橋会長ハ

下米加書等　六千七百五十円

寄付書類ハ五月二十日現在ニテ寄附者ノ外ニ一人当

廿七円二百五十人ト

財團法人協調會